

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

No	資料名	頁	条	項	号	項目名	質問事項	回答修正案140617	備考
3	事業契約書(案)	5	9	2		契約保証金	契約保証金の額について、「…当該本件工事の工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上…」との記載がありますが、本件工事のうち引渡し完了していない工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上と理解してよろしいでしょうか。	整備協定を単位として契約保証金又は保険金額等を納付し、協定完了後に還付します。	
15	事業契約書(案)	32	45	3	6	バイオガス利活用事業及び提案付帯事業	施設の賃料、事業用地の地代は別途定めるとされていますが、事業計画に必要であるため、ご教示いただけますようお願いいたします。		後日回答
39	事業契約書(案)	69	別紙5	2	(2)	普通火災保険	普通火災保険の対象施設は「バイオガス利活用施設」との記載がありますが、汚泥処理施設への普通火災保険の付保は不要との理解でよろしいでしょうか。	県にて建物共済に加入しますので、普通火災保険の付保は不要とします。ただし、事業者の責により失火した場合に保険会社から求償される懸念があることにご留意下さい。 なお、県が加入する保険の内容は現状と同程度とし、現在の契約内容は閲覧対象資料とします（(財)都道府県会館災害共済部発行「建物共済業務の手引」及び「建物共済加入明細書」）。	